

議案第 3 2 号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 3 月 2 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで」を「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の第 3 条及び次条の規定は、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの介護保険料について適用し、平成 2 0 年度までの介護保険料については、なお従前の例による。

（平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までにおける保険料率の特例）

第 3 条 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）附則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 2 1 年度から平成 2 3 年度ま

での保険料率は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず33,900円とする。

議案第32号参考資料

北本市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成18年度から平成20年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 <u>平成18年度から平成20年度までの</u>令第39条第1項第5号イに規定する額は200万円とし、令第39条第1項第6号イに規定する額は500万円とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成21年度から平成23年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 <u>平成21年度から平成23年度までの</u>令第39条第1項第5号イに規定する額は200万円とし、令第39条第1項第6号イに規定する額は500万円とする。</p>